

公益財団法人宇部市スポーツ協会  
キッチンカー及び移動販売出店要領（主催者用）

本要領は、公益財団法人宇部市スポーツ協会（以下「当協会」という）が管理する市内体育施設ならびに恩田運動公園、中央公園での大会・イベント開催時におけるキッチンカー及び移動販売出店について必要な事項を定める。

**1 申請方法**

- (1) 出店を希望する大会・イベント等主催者（以下「主催者」という）は、別添のキッチンカー等出店申請書（主催者用）を提出する。
- (2) 出店業者の選定については、主催者が責任をもって行うこと。出店業者の選定については、当協会は一切の責任を負わない。

**2 許可時間**

8時00分～21時30分（入場～退場までの時間とする）

（申込書に記載の出店希望時間については、当協会と主催者側で協議し決定する。）

**3 出店台数・出店場所（位置）**

出店台数ならびに詳細な出店場所（位置）は、当協会と主催者で協議し決定する。  
主催者は出店場所（位置）を確実に出店業者に通知すること。

**4 出店条件**

- (1) 公益財団法人宇部市スポーツ協会キッチンカー及び移動販売出店規約（以下「出店規約」という）第2条に規定する事項による。
- (2) 出店規約第7条から第10条を遵守すること。

**5 出店料**

- (1) 平日：2,000円 土日祝3,000円（1台につき税込み）
- (2) 支払いについては、事前に主催者が当協会へ納入すること。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。